

海外療養費について

海外旅行中や海外赴任中に、急な病気やケガによりやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、申請により支払った医療費の一部が払い戻される場合があります。

1. 支給対象

- その治療が日本国内で保険診療として認められている医療行為であること。
- 医療を受ける目的で海外へ渡航した場合、または日本では保険適用となっていない医療行為や薬は支給対象とはなりません。

【支給対象外の例】日本では保険適用されない臓器移植
人工授精等の不妊治療
美容整形
インプラント
日本では保険適用されない性転換手術
妊婦健診・出産

2. 支給金額

日本国内での同様の病気やけがをして保険診療を受けた場合にかかる治療費を基準に計算した額（海外での実費が低いときはその額）から、自己負担分（原則3割）を差し引いた額を支給します。

例1) 実際に支払った額 3万円 日本での算定額 1万円		7千円が 海外療養費として戻ってくる ※患者の負担額の合計は2万3千円
---------------------------------	---	---

例2) 実際に支払った額 3万円 日本での算定額 5万円		2万1千円が 海外療養費として戻ってくる ※患者の負担額の合計は9千円
---------------------------------	---	---

3. 申請に必要なもの

- ① 海外療養費支給申請書 …医科・歯科別
- ② 診療内容明細書 (Form A) …海外で診療した医師が記入
- ③ 領収明細書 (Form B) …海外で診療した医師が記入
- ④ 診療内容明細書 (Form A) の翻訳文
- ⑤ 領収明細書 (Form B) の翻訳文

※①～⑤は健保HPからダウンロードできます。

- ⑥ 海外で支払った領収書の原本
- ⑦ 渡航した事実が確認できるパスポート、航空券等の写し …海外赴任者及び帯同家族は不要

4. 注意事項

- 海外で支払った日の翌日から2年を経過したものは申請できません。
- 日本と海外での医療体制や治療方法等が異なるため、海外で支払った総額から自己負担分を差し引いた金額よりも大幅に少なくなることがあります。
- 外貨で支払われた医療費については、支給決定日の外国為替換算率（売レート）を用いて円に換算して算出します。